

長岡市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市大杉公園の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市大杉公園条例（平成17年長岡市条例第133号）第12条第2項の規定により告示します。

令和6年3月26日

長岡市長 磯田達伸

1 開館時間

終日

2 大杉会館の開館時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、臨時に延長し、又は短縮することができる。

3 大杉会館の休館日

（1）毎週火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

（2）12月1日から翌年3月31日までの日

（3）市長が特に必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

4 開館時間及び休館日を定める期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで